

令和5年度第2回東京都国民健康保険運営協議会 参考資料

令和6年度納付金仮算定に反映した各区市町村の所得水準及び医療費水準の状況

No.	区市町村名	所得金額(医療分)		医療費指数 ※都平均を1とした場合
		1人当たり額	指数 ※都平均を1とした場合	
1	千代田区	1,358,989	1.674	1.095
2	中央区	1,063,689	1.310	0.963
3	港区	1,107,512	1.364	0.951
4	新宿区	786,336	0.969	0.993
5	文京区	998,242	1.230	0.995
6	台東区	855,297	1.053	1.041
7	墨田区	771,180	0.950	1.050
8	江東区	782,355	0.964	1.078
9	品川区	934,711	1.151	1.057
10	目黒区	1,065,649	1.313	0.985
11	大田区	840,126	1.035	1.087
12	世田谷区	985,304	1.214	0.941
13	渋谷区	1,097,909	1.352	0.966
14	中野区	829,062	1.021	0.979
15	杉並区	913,368	1.125	0.946
16	豊島区	776,043	0.956	0.953
17	北区	723,037	0.891	1.057
18	荒川区	721,041	0.888	1.066
19	板橋区	725,902	0.894	1.042
20	練馬区	802,430	0.988	0.979
21	足立区	672,748	0.829	1.058
22	葛飾区	675,412	0.832	1.033
23	江戸川区	707,204	0.871	1.045

※ 所得金額(医療分)は、令和3年度～令和5年度の平均所得(8月末時点における4月1日現在の賦課限度額控除後基準総所得金額)

※ 医療費指数は、全国を1とした場合の令和2年度～令和4年度までの3年平均を、都を1として算出

No.	区市町村名	所得金額(医療分)		医療費指数 ※都平均を1とした場合
		1人当たり額	指数 ※都平均を1とした場合	
24	八王子市	686,590	0.846	0.972
25	立川市	722,736	0.890	0.966
26	武蔵野市	1,003,705	1.236	0.929
27	三鷹市	886,667	1.092	0.988
28	青梅市	660,994	0.814	0.938
29	府中市	802,551	0.989	0.985
30	昭島市	685,516	0.844	0.992
31	調布市	848,059	1.045	0.978
32	町田市	728,292	0.897	0.989
33	小金井市	883,047	1.088	0.955
34	小平市	761,827	0.938	0.966
35	日野市	740,064	0.912	0.958
36	東村山市	699,488	0.862	1.025
37	国分寺市	853,808	1.052	0.914
38	国立市	797,793	0.983	0.923
39	福生市	651,374	0.802	0.928
40	狛江市	825,754	1.017	0.968
41	東大和市	687,885	0.847	0.957
42	清瀬市	712,888	0.878	1.037
43	東久留米市	736,945	0.908	0.956
44	武蔵村山市	638,856	0.787	1.038
45	多摩市	737,895	0.909	0.967
46	稲城市	823,755	1.015	0.936
47	羽村市	683,230	0.842	0.982
48	あきる野市	682,820	0.841	0.937
49	西東京市	788,729	0.971	0.956
50	瑞穂町	698,508	0.860	0.901
51	日の出町	629,252	0.775	0.980
52	檜原村	635,927	0.783	0.909
53	奥多摩町	582,733	0.718	1.113
54	大島町	702,980	0.866	1.031
55	利島村	854,846	1.053	0.684
56	新島村	684,321	0.843	1.012
57	神津島村	902,487	1.112	0.840
58	三宅村	690,856	0.851	1.052
59	御蔵島村	951,147	1.172	1.027
60	八丈町	672,953	0.829	0.836
61	青ヶ島村	1,057,824	1.303	1.073
62	小笠原村	897,681	1.106	0.768
東京都		811,873	1.000	1.000
特別区		837,115	1.031	1.015
市町村		755,857	0.931	0.969

納付金ベースの統一に向けた工程表(案)

*東京都国民健康保険運営方針(改定案)より

事項	年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12~
【参考】都運営方針		●改定	← 対象期間 →					●改定	次期運営方針
保険料水準の平準化									納付金ベースの統一
●医療費指数反映係数 (α) α = 1 ⇒ α = 0	医療費水準を反映	α = 1	0.83	0.66	0.5	0.33	0.16	0	0
		αを段階的に引き下げ							医療費水準を反映しない
		○影響の検証							
●区市町村ごとの個別事情による納付金額調整 (c ⇒ d) 区市町村毎の算定 ⇒ 都全体の共同負担 ※一部項目は継続協議	区市町村ごとに加減算	R 6年度から共同負担							原則、都全体で共同負担
		<ul style="list-style-type: none"> ● 審査支払手数料 ● 高額医療費負担金、特別高額医療費共同事業負担金 ● 国特別調整交付金(都道府県分) ※子ども分等 							
		その他の項目について引き続き検討				共同負担等			
		<ul style="list-style-type: none"> ● 都費補助(地方単独事業の医療費波及分)等 							
●納付金ベースの統一後(準統一・完全統一)に向けた検討		●準統一に向けた諸条件の課題整理、検討							
		<ul style="list-style-type: none"> ・賦課方式、賦課限度額、保健事業、収納率、法定外繰入 等 							

※ αの引き下げ等納付金の算定方法を変更することにより、影響を受ける区市町村が想定されるため、αを段階的に引き下げるとともに、納付金ベースの統一までの間、都繰入金を活用した経過措置を実施